附属書二―Ｄ　焼酎の輸出の促進

日本国の酒税法（昭和二十八年法律第六号）第三条第十号に定義する単式蒸留焼酎であって、日本国において単式蒸留機によって生産され、瓶詰にされるものは、欧州連合の他の適用可能な法的要件が満たされる場合には、四合（注１）又は一升（注２）の伝統的な瓶で欧州連合の市場に提供することを認められる。

注１　一合は、百八十ミリリットルと等しい。

注２　一升は、千八百ミリリットルと等しい。